

大府市告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により大府市森林整備計画を樹立するため、同第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、大府市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、大府市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに大府市長に対して、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年2月26日

大府市長 岡村 秀人

1. 縦覧場所

大府市役所産業振興部農業振興課

2. 縦覧期間

自 令和8年2月26日

至 令和8年3月27日